

令和8年2月4日(水)
午前10時30分
議会棟4階 第1委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
閱 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第4号 職員の分限処分について

議決事項

議案第3号 職員の分限処分について

議案第4号 令和8・9年度寝屋川市青少年指導員候補者の市長への内申について

議案第5号 寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

議案第6号 令和8年度寝屋川市立小・中学校管理職人事について

署名人

荒木教育長

中村委員

1月・2月教育委員会一般事務報告

(1月20日～2月4日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
1	20	火	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	23	金	大阪府都市教育長協議会	定例会	大阪市
	27	火	大阪府市町村教育委員会研修会	研修会	大阪市
			北河内地区教育長協議会	会議	大阪市
2	2	月	校長役員会	2月校長会の案件について	総合教育研修センター
	4	水	教育委員懇話会		議会棟4階 第I・II会議室
			教育委員会定例会		議会棟4階 第1委員会室

2月・3月教育委員会行事計画書

(2月5日～3月31日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
2	5	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	9	月	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	10	火	令和7年度第5回社会教育委員会 議	会議	議会棟4階 第I・II会議室
	14	土	ねやがわ子どもフォーラム2026	講演会	アルカスホール
	17	火	学校訪問		望が丘小学校・中学校
	18	水	校長役員会	3月校長会の案件について	総合教育研修センター
	20	金	市町村教育委員会教育長・学校教育 指導主管部課長会議	会議	大阪市
	21	土	第49回寝屋川市PTA大会	講演会等	アルカスホール
	24	火	3月市議会定例会(第1日)	市政運営方針(演説)、委員会付 託(現年度議案)	市議会議場
	25	水	文教生活常任委員会	付託事件審査(現年度議案)	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査(現年度議案)	議会棟4階 第1委員会室
	26	木	予算決算常任委員会(全体会)	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
			校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	3	3	火	教頭会	教育委員会各課からの連絡
5		木	3月市議会定例会(第2日)	委員長報告(現年度議案)、代表 質問	市議会議場
6		金	3月市議会定例会(第3日)	代表質問、委員会付託(新年度議 案)	市議会議場
11		水	文教生活常任委員会	付託事件審査(新年度議案)	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査(新年度議案)	議会棟4階 第1委員会室
12		木	文教生活常任委員会	付託事件審査(新年度議案)	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査(新年度議案)	議会棟4階 第1委員会室
13		金	中学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各中学校
18		水	小学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各小学校
19		木	幼稚園保育証書授与式	保育証書授与式	市立各幼稚園
23		月	予算決算常任委員会(全体会)	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
24		火	教育委員懇話会		議会棟4階 第I・II会議室
			教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室
25		水	3月市議会定例会(第4日)	委員長報告(新年度議案)、追加 事件即決	市議会議場
28	土	こども図書館+plusオープニング セレモニー	式典	こども図書館+plus(アドバン スねやがわ2号館3階)	

報告第4号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和8年2月4日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和8年2月22日まで休職を命ずる

令和8年1月23日

寝屋川市教育委員会

議案第 3 号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 6 号の規定により、別紙のとおり分限処分を行うことについて、教育委員会の議決を求めらる。

令和 8 年 2 月 4 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和8年5月10日まで休職を命ずる

令和8年2月11日

寝屋川市教育委員会

議案第4号

令和8・9年度寝屋川市青少年指導員候補者の市長への内申について

寝屋川市青少年指導員要綱実施要領第2条第1号に基づき、各中学校区寝屋川市青少年指導員推薦会議から推薦があった寝屋川市青少年指導員候補者を、市長に内申するため教育委員会の議決を求める。

令和8年2月4日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

寝屋川市青少年指導員の任期満了に伴い、令和8・9年度寝屋川市青少年指導員候補者を市長に内申するため。

令和 8・9 年度 寝屋川市青少年指導員名簿

令和 8 年 4 月 1 日 予定

中学校校区	小学校区	氏 名	就任年度	在任
一 中	東	あしだ ありよ 芦田 明代	R 4. 4～	4年
〃	中央	えびす ひろのぶ 蛭子 弘宣	R 6. 4～	2年
〃	東	おぎさき こずえ 尾崎 こず恵	R 2. 4～	6年
〃	東	かわもと たくや 川本 卓也	R 8. 4～	新任
〃	中央	くすもと まき子 楠本 昌子	R 6. 4～	2年
〃	中央	すずかき ともみ 鈴坂 知己	R 6. 4～	2年
〃	東	なかむら あつし 中村 篤史	R 8. 4～	新任
〃	中央	はやし たいじゆ 林 太樹	R 8. 4～	新任
〃	東	ひぐち なおこ 樋口 尚子	H28. 4～	10年
〃	中央	まるやま かずこ 丸山 和子	R 2. 4～	6年
二 中	桜	しばた ひろお 柴田 潤夫	H24. 4～	14年
〃	池田	たかはし みえこ 高橋 美恵子	H30. 4～	8年
〃	池田	たけだ かずゆき 竹田 和之	R 8. 4～	新任
〃	池田	たけもと まち子 竹元 佐知子	H16. 4～	22年
〃	桜	たむら だに彦 田村 道彦	H26. 4～	12年
〃	池田	なめがた ひろあき 符芳 弘明	H18. 4～	20年
〃	池田	ふかみ 泰平 福岡 泰平	R 6. 4～	2年
〃	池田	まつい やすき 松井 康記	R 4. 4～	4年
〃	池田	まつお 久仁子 松尾 久仁子	H22. 4～	16年
〃	桜	もとむら まさひろ 本村 雅裕	H20. 4～	18年

令和8・9年度 寝屋川市青少年指導員名簿

令和8年4月1日予定

中学校校区	小学校区	氏名	就任年度	在任
三中	田井	市川 治美	R2.4～	6年
"	田井	乾 榮嗣	H10.4～	28年
"	田井	岡田 健志	H20.4～	18年
"	北	高松 ゆかり	H30.4～	8年
"	北	谷口 美樹	H28.4～	10年
"	田井	相馬 妙子	H30.4～	8年
"	田井	永岡 武	R2.4～	6年
"	田井	西川 智恵子	R2.4～	6年
"	北	藤原 祐康	H22.4～	16年
"	北	森岡 重則	H28.4～	10年
五中	神田	秋田 送志	R6.4～	2年
"	和光	猪尾 聡	R2.4～	6年
"	神田	川上 浩	H30.4～	8年
"	和光	兎玉 拓己	H28.4～	10年
"	神田	小林 壘樹	R8.4～	新任
"	和光	是澤 雅美	H26.4～	12年
"	神田	等西 徳子	R4.4～	4年
"	和光	中野 智子	H28.4～	10年
"	神田	村上 純子	H22.4～	16年
"	神田	森川 孝善	R2.4～	6年

令和8・9年度 寝屋川市青少年指導員名簿

令和8年4月1日予定

中学校校区	小学校区	氏名	就任年度	在任
六 中	第五	岩本 弘美	R 2. 4～	6年
"	国松緑丘	小田 宏明	R 6. 4～	2年
"	国松緑丘	近藤 利則	H30. 4～	8年
"	国松緑丘	土保 香織	R 8. 4～	新任
"	国松緑丘	長島 静	R 4. 4～	4年
"	第五	藤元 章	R 2. 4～	6年
"	第五	眞鍋 康子	H20. 4～	18年
"	第五	向井 弘	H10. 4～	28年
"	第五	茂上 文子	R 8. 4～	新任
七 中	堀溝	柿木 貴子	R 4. 4～	4年
"	堀溝	小西 博子	R 6. 4～	2年
"	南	権永 英明	H26. 4～	12年
"	堀溝	佐貫 実恵	R 4. 4～	4年
"	南	塩見 裕子	R 4. 4～	4年
"	堀溝	島田 初美	H20. 4～	18年
"	南	羽川 浩嗣	R 8. 4～	新任
"	南	東 義明	H18. 4～	20年
"	南	村上 百合子	H30. 4～	8年
"	南	守口 紀子	R 8. 4～	新任

令和 8・9 年度 寝屋川市青少年指導員名簿

令和 8 年 4 月 1 日 予定

中学校校区	小学校区	氏 名	就任年度	在任
八 中	西	石川 萌洋	H30. 4～	8年
"	西	皆藤 誠一郎	H20. 4～	18年
"	西	木澤 有佳	H24. 4～	14年
"	西	薬山 恵子	H26. 4～	12年
"	点野	寺西 親弘	H18. 4～H30. 3 R 2. 4～	6年
"	西	橋本 敦子	H26. 4～	12年
"	点野	東田 吉裕	H24. 4～	14年
"	西	深川 慶子	H24. 4～	14年
"	点野	福若 晃敏	R 6. 4～	2年
九 中	成美	安部 かをり	H12. 4～	26年
"	成美	小川 和世	H30. 4～	8年
"	啓明	筒脇 公恵	R 2. 4～	6年
"	啓明	京谷 清美	R 6. 4～	2年
"	啓明	関岡 千春	H22. 4～	16年
"	啓明	濱田 毅	H28. 4～	12年
"	啓明	法元 弥生	R 2. 4～	6年
"	成美	三ツ川 幸子	R 8. 4～	新任
"	啓明	山田 征博	H24. 4～	14年

令和 8・9 年度 寝屋川市青少年指導員名簿

令和 8 年 4 月 1 日 予定

中学校校区	小学校区	氏 名	就任年度	在任
十 中	宇谷	あきなり のりこ 秋成 範子	R 4. 4～	4年
〃	三井	あらい かおり 新井 香織	R 2. 4～	6年
〃	宇谷	かわぐち まさよし 川口 正義	H30. 4～	8年
〃	三井	こもり りか 小森 理架	R 6. 4～	2年
〃	宇谷	どい げいのり 土井 重典	H30. 4～	8年
〃	宇谷	なかい かつひろ 中井 克洋	R 4. 4～	4年
〃	宇谷	にしお まさお 西尾 正夫	H28. 4～	10年
〃	三井	やまね あきみ 山根 章文	R 2. 4～	6年
〃	三井	よしざわ たえこ 吉澤 妙子	R 4. 4～	4年
友呂岐中	石津	おおしま きょう子 大島 恭子	H28. 4～	10年
〃	木屋	おざわ たえこ 尾澤 妙子	H25. 4～	13年
〃	木屋	かめいし ひろみ 亀石 広美	H20. 4～	18年
〃	石津	しげはら てつや 重原 哲也	R 2. 4～	6年
〃	石津	たむら まいこ 田村 麻依子	R 4. 4～	4年
〃	木屋	にしじま ひさえ 西嶋 久恵	H26. 4～	12年
〃	木屋	にしわか か な 西脇 香奈	H24. 4～	14年
〃	石津	ひろき ゆきみ 弘瀬 幸美	H30. 4～	8年
〃	木屋	ほり こうじ 堀 浩司	H30. 4～	8年
〃	木屋	まつもと ひとし 松本 人志	H30. 4～	8年

令和8・9年度 寝屋川市青少年指導員名簿

令和8年4月1日予定

中学校校区	小学校区	氏名	就任年度	在任
中木田中	木田	岡本 和子	R 8. 4～	新任
〃	木田	小田 智美	R 6. 4～	2年
〃	楠根	鶴丹谷 佳恵	H28. 4～	10年
〃	木田	柏木 由佳	R 8. 4～	新任
〃	木田	甲田 章	R 8. 4～	新任
〃	木田	坂田 里加子	R 4. 4～	4年
〃	木田	西原 彩子	R 8. 4～	新任
〃	木田	森 郁人	H26. 4～R4. 3 R 8. 4～	8年
〃	木田	山路 真弓	H26. 4～	12年
〃	楠根	山田 幸子	H24. 4～	14年
望が丘中	望が丘	白井 一行	H22. 4～	16年
〃	望が丘	多田 隼也	R 8. 4～	新任
〃	望が丘	桑 睦弥	H28. 4～	10年
〃	望が丘	小林 伸行	H30. 4～	8年
〃	望が丘	田中 和美	H22. 4～	16年
〃	望が丘	田中 さつき	H22. 4～	16年
〃	望が丘	田伏 築宏	R 4. 4～	4年
〃	望が丘	田伏 昌子	H24. 4～	14年
〃	望が丘	田湊 大輔	R 8. 4～	新任
〃	望が丘	中西 恵	R 6. 4～	2年

議案第 5 号

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正
する規則について

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正するため、
教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 4 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4に基づき、寝屋川市教育委員会の所管する学校に、共同学校事務室を設置するため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正
する規則

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和 33 年寝屋川市教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「以下」を「第 21 条を除き、以下」に改める。

第 3 条の 2 第 3 項中「第 37 条第 16 項」を「第 37 条第 17 項」に改める。

第 21 条を第 22 条とし、第 20 条の次に次の 1 条を加える。

（共同学校事務室）

第 21 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 4 第 1 項の規定に基づき、寝屋川市立の小学校及び中学校に係る同項に規定する事務を共同処理するための組織として、寝屋川市立望が丘小学校に、共同学校事務室を置く。

2 共同学校事務室に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

No. 1

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき、<u>寝屋川市立の小学校及び中学校（第21条を除き、以下「学校」という。）</u>の管理運営の基本的事項について定めるものとする。</p> <p>第2条から第3条まで 略 （教諭（指導専任））</p> <p>第3条の2（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項に規定する講師は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第<u>17項</u>（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する講師の職務を行う。</p> <p>第3条の3から第20条まで 略 <u>（共同学校事務室）</u></p> <p><u>第21条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4第1項の規定に基づき、寝屋川市立の小学校及び中学校に係る同項に規定する事務を共同処理するための組織として、寝屋川市立望が丘小学校に、共同学校事務室を置く。</u></p> <p><u>2 共同学校事務室に関し必要な事項は、教育長が定める。</u></p> <p>（委任）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき、寝屋川市立の小学校及び中学校（<u>以下「学校」という。）</u>の管理運営の基本的事項について定めるものとする。</p> <p>第2条から第3条まで 略 （教諭（指導専任））</p> <p>第3条の2（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項に規定する講師は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第<u>16項</u>（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する講師の職務を行う。</p> <p>第3条の3から第20条まで 略</p> <p style="text-align: center;">（委任）</p>

改 正 案	現 行
<p>第22条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>第21条 (略)</p>

議案第6号

令和8年度寝屋川市立小・中学校管理職人事について

令和8年度寝屋川市立小・中学校管理職人事を行うため、教育委員会の議決を
求める。

令和8年2月4日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

「寝屋川市立小・中学校教職員人事基本方針」に基づき、令和8年度寝屋川
市立小・中学校管理職人事を行うため。